

改 正 後	改 正 前
<p>40 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各庁の長は、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>40 (同左)</p> <p>一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>ア・イ (同左)</p> <p>(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の115</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>ア・イ (同左)</p> <p>二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45</u>を乗じ</p>

ア・イ (略)

- (2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員(特定管理職員に限る。)の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

- 41 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、各庁の長は、第1号(1)若しくは(2)又は第2号(1)若しくは(2)に掲げる職員のいずれかが著しく少数であること等の事情により、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。この場合において、各庁の長は、その内容を事務総長に報告するものとする。

- 一 再任用職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額の総額

(1)・(2) (略)

- 二 再任用職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

(1)・(2) (略)

(削る)

て得た額の総額

ア・イ (同左)

- (2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員(特定管理職員に限る。)の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の55を乗じて得た額の総額

ア・イ (同左)

- 41 (同左)

- 一 再任用職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5を乗じて得た額の総額

(1)・(2) (同左)

- 二 再任用職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

(1)・(2) (同左)

- 44 給与法附則第8項第6号及び第7号の「これらに対する地域手当及び広域異動手当の月額」とは俸給月額(育児短時間勤務職員等にあつては、俸給月額を算出率で除して得た額。以下この項において同じ。)及び専門スタッフ職調整手当の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、専門スタッ

フ職調整手当の月額を算出率で除して得た額)の合計額に、地域手当及び広域異動手当の支給割合(給与法第11条の8第4項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該規定を適用した場合に得られる支給割合。以下この項において同じ。)をそれぞれ乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、規則9-49附則第6条又は規則9-121附則第2項の規定による額。以下この項において同じ。)(給与法附則第8項第1号の最低俸給に達しない場合にあつては、同号の俸給月額減額基礎額(育児短時間勤務職員等にあつては、同号の俸給月額減額基礎額を算出率で除して得た額。以下この項において同じ。)及び給与法附則第8項第2号の専門スタッフ職調整手当減額基礎額(育児短時間勤務職員等にあつては、同号の専門スタッフ職調整手当減額基礎額を算出率で除して得た額)の合計額に、地域手当及び広域異動手当の支給割合をそれぞれ乗じて得た額)をいい、「俸給月額に対する研究員調整手当の月額」とは俸給月額に研究員調整手当の支給割合(給与法第11条の9第2項又は第4項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該規定を適用した場合に得られる支給割合。以下この項において同じ。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、規則9-102附則第2項の規定による額。以下この項において同じ。)をいい、「俸給月額減額基礎額に対する研究員調整手当の月額」とは給与法附則第8項第1号の俸給月額減額基礎額に研究員調整手当の支給割合を乗じて得た額をいう。

(削る)

45 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成26年法律第105号)附則第7条の規定による俸給を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは、「俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額」とする